



## 前代未聞！！ 団体交渉の参加者について労使合意が図れないため 団体交渉を開催することが出来ない事態が発生！！

東京地本は2020年9月15日に東地申第20号「自己申告書と面談に基づいたエルダ一雇用先の再提示を求める緊急申し入れ」を行いました。本申し入れは、東京新幹線車両センター（東幹セ）組合員のエルダ一雇用先の再提示を求めるもので、東幹セのエルダ一雇用は東京支社が担当していたため、当事者である東京支社に申し入れを行いました。

労使間の窓口で団体交渉の日程調整を行い、10月28日に団体交渉を開催する予定で調整していました。しかし、団体交渉の参加者を調整する際に会社から「東幹セは新幹線統括本部に属しており、東幹セ組合員は東京支社と東京地本との団体交渉には参加できない」と通告されました。地本は「そのような取り決めはこの間一切されていない」「これまでも新幹線統括本部の交渉に東京支社所属の組合員が参加している」「当該組合員は当時東幹セに所属しており、東幹セ分会組合員は協約第19条に定めている関係者である」ことなどを主張し、何度も会社と折衝を重ねました。しかし、支社は本社指示のもと協約第15条の交渉単位、第16条の交渉委員、第19条の関係者を理由に東幹セ分会組合員を東京支社との団体交渉に参加することを認めませんでした。第17条（交渉事項の事前通知）における交渉参加者の合意が得られないことから、団体交渉を延期することにしました。

## 当該分会組合員の交渉参加を会社は認めず！！

### 労使間の取扱いに関する協約

(団体交渉の設置単位)

第15条 団体交渉は、本社、地方において行う。

2 地方における団体交渉は、新幹線統括本部、東京支社、横浜支社、……において行う。

(交渉委員)

第16条 団体交渉は、専ら交渉委員がこれを行う。

2 各設置単位における交渉委員の数は、第19条第1項に規定する関係者を含め、会社側、組合側以下のとおりとし、それぞれ同数とする。

(交渉事項の事前通知)

第17条 団体交渉を行おうとするときは、あらかじめ交渉事項を相手方に示すとともに、次の事項について取決めを行う。

(1) 交渉の日時、所要時間及び場所

(2) 交渉委員の数及び氏名

(3) 前各号のほか、進行手続等必要な事項

(関係者及び書記の出席)

第19条 会社及び組合は、あらかじめ合意をした場合、関係者を出席させて報告を求め、意見を徴することができる。

## 会社による労働協約の 勝手な解釈は許されない！！



1月21日開催 東地申第20号

## 「自己申告書と面談に基づいてエルダー雇用先の再提示を求める緊急申し入れ」団体交渉を行う！

エルダー雇用について東京新幹線車両センターを8月末に定年退職した組合員に対し、自己申告書(5)や面談の中で伝えた希望とかけ離れた就労箇所が提示されたため、異議申立ての見解と就労先の再提示を求めて団体交渉を行いました！

**冒頭  
指摘！**

**9月15日緊急の申し入れをしたが、本日の開催は遅いと指摘せざるを得ない！  
エルダー雇用について団体交渉にまでなってしまったことは非常に残念だ！**

1. 「再雇用申込書」や「エルダー社員雇用契約書」に記載した異議申立てに対して会社の見解を明らかにし、自己申告書(5)と面談での本人希望に基づいた就労箇所を別途提示すること。

【会社回答】自己申告書(5)や面談によって把握した業種、勤務地に沿った中での就労条件提示であり、別途就労箇所を提示する考えはない。

### 組合の主張

- ・ 本事象の事実経過を確認する！
- ・ 異議申立てに対する会社の見解を明らかにすること！このような事態は制度が開始されてからはじめてのことだ！
- ・ 自己申告書(5)とそれに基づく面談の内容が、提示された就労先に全く反映されていない！面談でも具体的に現場長に伝えている！どのように反映しているのか？！
- ・ 面談で人事課が立ちばかりサインを迫ったり、エルダー社員雇用契約書を自宅に送りつけたり、会社の対応は丁寧でない！**脅迫だ！**
- ・ 別途、再雇用先を提示すること！面談を行うこと！
- ・ 高年齢者雇用安定法に則っているのか明らかにすること！
- ・ 異議申立てについての見解を本人に返すこと！
- ・ 東京支社以外の組合員が東京支社の交渉に参加できないことは、到底受け入れられない！東京支社の一方的な解釈だ！抗議する！

### 会社の回答

- ・ 団体交渉であり、公開であるので個別具体的な回答は控える。
- 不誠実！**
- ・ 提示されたものについて異議があるということもあるかもしれないが、個人の捉え方だ。会社として就労条件を提示している。
  - ・ 個別具体的なことは回答を控えるが、自己申告書(5)の面談を通じて把握し、総合的に勘案して就労条件を提示している。内容を反映して提示している。
- 一般論でしか回答されず議論が噛み合わず！**
- ・ 理解をしてもらうために丁寧に対応している。再雇用の意思を確認するため必要により書面による手続きもある。
  - ・ 自己申告書と面談に基づいて就労先を提示しており別途提示する考えはない。
  - ・ 高年齢者雇用安定法等の法令に則って対応している。

**団体交渉で解決できないことは非常に残念だ！我々が具体論で示したのにも関わらず一般論の回答に終始した！本人には誠実に向き合うこと！経営の問題である！**